

# 第10回WTO閣僚会議(MC10)〔2015年12月15～19日〕

- ナイロビ(ケニア)で開催されたMC10において、ナイロビ閣僚宣言を採択。
- 農業分野において、「輸出補助金の撤廃」等について合意。
- 農業分野を含むドーハ・ラウンドの未解決の事項について議論を行っていくことを確認。ただし、ドーハ・ラウンド交渉という形で継続すべきかどうかについては両論併記。

## 1. ナイロビ閣僚宣言

### (1) WTO発足20年間の歩みと課題

WTO設立20周年に当たり、多角的貿易体制維持・強化のためのWTOの重要性を改めて強調。

### (2) MC10の成果 (以下を閣僚決定)

- 農業分野における「輸出補助の撤廃」等、輸出競争に関する規定に合意。
- 「途上国向けセーフガード」及び「食料安全保障のための公的備蓄」に関する議論の継続を確認。
- 「綿花」、「LDC特惠原産地規則」、「LDCサービスウェーバー」等で一定の合意。

### (3) MC10後のWTOの方向性

- 農業分野を含む、ドーハ・ラウンドの未解決の事項について議論を行っていくことを確認。ただし、今の枠組みで完結させるとの考えと、新たなアプローチが必要との考えを併記。

## 2. その他

情報技術協定(ITA)品目拡大交渉の合意やリベリア、アフガニスタンの新規加盟(163及び164番目の加盟国)の決定等。

## 3. MC10後の見通し

2016年1月のWTO非公式閣僚会合(ダボス)以降、WTO交渉の進め方について議論される見込み。我が国は引き続き、我が国農業のセンシティブティが最大限反映されるよう主張。

# ナイロビ閣僚決定：農業分野の概要（2015年12月）

○輸出補助金の撤廃期限（原則、先進国は即時、途上国は2018年末）等に関するルールに合意。途上国向けセーフガードと途上国の公的備蓄に関しては協議を継続することを確認。（市場アクセスの改善と国内農業補助金の削減は、今次会議で議論されていない。）

## 輸出競争

### 輸出補助金

・先進国は即時（例外は2020年末）、途上国は2018年末（例外は2022年末）までに撤廃。農業協定9条4の途上国特例は2023年末（LDCは2030年末）まで適用。

### 輸出信用

・「最長償還期間（保険でリスクがカバーされる期間）」は18カ月以下。輸出信用は「自己資金調達」され、長期的に運営費用と損失をカバー。

### 輸出国貿易企業

・運用は、現行のガット協定と整合的であるべき。独占権の使用は、貿易歪曲性を最小限とするよう努力。

### 食糧援助

・完全無償化。アンタイドかつ現金ベースとなるよう努力（現物援助も許容）。現金化は真に必要な場合に限る。

### 途上国向けセーフガード(SSM)

・途上国はSSMを活用する権利を有する。農業委員会特別会合で交渉を行い、一般理事会が進捗を監視。

### 公的備蓄

・食料安全保障のための公的備蓄に関する恒久解決策に合意するための議論を、農業委員会特別会合で迅速に実施し、一般理事会が進捗を監視。

### 綿花

・先進国及び対応可能な途上国は、LDCs産の綿花及び綿花関連製品に無税無枠アクセスを供与等。